

仕様書

1 業務名

「新放課後モデル事業」運營業務

2 業務目的

箕面市立小学校の教室等を利用して、平日の放課後、土曜日及び長期休業日において、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する「学童保育」及び学習活動、体育、文化・レクリエーション、自由遊び等を通して学力・体力の向上と豊かな心の醸成を図る「プログラム活動」により、児童の健やかな育成に寄与する。

3 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4 実施場所

	名称	所在地
①	箕面市立中小学校	箕面市稲1丁目15番8号
②	箕面市立豊川北小学校	箕面市栗生間谷西4丁目3番1号

5 実施日時等

(1)実施日と実施時間

実施日	平成25年度 予定日数	実施時間	学童保育の延長保育
月曜から金曜の放課後	199日	放課後開始時刻から 午後5時まで	午後5時から午後7時まで
学校休業日 (土曜日を除く)	45日	午前8時から午後5時 まで	
土曜日	50日		実施しない

上記のほか学校行事により変更する必要がある場合は、学校長と協議の上、決定すること。

(2)実施しない日

- ① 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ② 12月29日から翌年1月3日までの日
- ③ 教育長が指定する日

6 警報・学級閉鎖等の対応について

(1) 暴風警報発令時（大雨・洪水警報時は通常実施とする）

実施日	発令時刻	対応内容
月曜から金曜の放課後	午前7時現在	児童は自宅待機
	午前9時以前に解除	児童は登校するので、通常実施
	午前9時01分以降に解除	学校が休校となるので、休止
	児童登校後の警報発令	プログラム活動は中止 学童保育のみ実施※
土曜及び学校休業日	午前8時以前の警報解除	通常実施
	午前8時01分以降に解除	休止
	児童登校後の警報発令	プログラム活動は中止 学童保育のみ実施※

※天候に応じて保護者にお迎えを要請する。

(2) 学級・学年閉鎖時の学童保育について

- ① 閉鎖決定日…通常実施
- ② 閉鎖期間中…午前8時より開始

7 基本的事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、労働基準法等関係法令を遵守し、目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 市及び学校との連携による運営を行うこと。
- (4) 利用する児童及び保護者の意見、要望等を運営に反映させること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営に努めること。

8 対象学年

「学童保育」及び「プログラム活動」について対象となる学年は以下のとおりとする。

業務名	対象学年
学童保育	① 小学1年生から小学3年生 ② 心身に障害を有する児童については小学1年生から小学6年生まで ③ その他市長が特に必要と認める児童
プログラム活動	小学1年生から小学6年生まで

9 業務内容(基本部分)

「学童保育」及び「プログラム活動」について実施する基本的な業務内容は以下のとおりとする。

①	事業計画を作成し、学校に報告すること。
②	学校との連絡調整に関すること。
③	利用申請等の受付業務に関すること。
④	施設及び備品類の維持管理に関すること。
⑤	児童の利用に関し教育委員会との連絡調整を行い、報告書等の提出を行うこと。
⑥	利用児童の安全管理に関すること。
⑦	児童の健康状態を把握すること。(体調のすぐれない児童には検温を行い、体を休ませること。必要に応じて保護者へ連絡すること。)
⑧	保護者の相談に対応するとともに、苦情があった場合は教育委員会に報告すること。
⑨	支援が必要な児童の受け入れを行うこと。(支援の内容は対象児童の食事・トイレ・移動等の生活面の補助及び児童間の交流の補助等とする) なお、受け入れに際しては保護者及び関係機関との調整を行うこと。
⑩	緊急時(事故・災害・インフルエンザ等)の対応に関すること。
⑪	保護者・児童に対し必要な情報を文書等で行うこと。
⑫	予算・決算書を作成し、市に報告すること。 (収支については学童保育分とプログラム活動分に区分すること。)

10 業務内容(学童保育)

学童保育に関する業務内容については、箕面市学童保育実施に関する条例及び同施行規則に定めるもののほか以下のとおりとする。

(1) 児童・保護者へのサービスに関すること

①	遊びの提供や生活の個別指導や集団指導を行うこと。
②	保護者より費用を徴収し、おやつを提供すること。 (提供するおやつは、賞味期限を守り、子どもがのどを詰めやすいものは避けること。)
③	連絡帳の活用や送迎時の声かけ等により保護者との情報共有を図ること。
④	延長保育を実施すること。(土曜日を除き午後7時まで延長保育を実施し、指導員及び安全管理員を配置すること。)
⑤	保護者面談等を必要に応じて行うこと。

(2) 内部事務に関すること

①	開室・閉室業務に関すること。
②	児童の参加及び帰宅時の受付に関すること。(連絡帳にて出欠、登降室時間、お迎えの有無の確認を行うこと。無断欠席の場合は登室予定時刻後、保護者に問い合わせること。)
③	学童保育利用承認申請等の受付を行うこと。(承認審査及び決定通知事務は教育委員会が行う)
④	利用中止届、延長利用申請などについて書類の配布や受け取りなどの事務を行うこと。
⑤	業務日誌を作成すること。(日誌には、児童の出席状況、1日の業務内容・児童の様子、職員の出勤状況、事故等の特記事項を記入すること。)
⑥	上記以外の学童保育業務を実施する上で必要な事務を行うこと。

11 業務内容(プログラム活動)

実施する活動については、以下の内容を基本とし、学校と協議の上、活動プログラムを決定する。

また、各プログラム実施に際しては、学校長が定めた教室等において実施し、それ以外の学校施設は使用しない。

- (1) 学習支援活動(宿題支援) 月曜から土曜のうち5回以上実施
- (2) 学習支援活動(プログラム) 月曜から土曜のうち5回以上実施
- (3) 体力向上支援活動 月曜から土曜のうち2回以上実施
(長期休業日及び土曜日は1日2回以上実施)
- (4) 自由遊び活動 毎日実施
- (5) 地域資源活用による活動 月曜から土曜のうち1回以上実施
(平成25年度については人材確保の上実施)

活動内容	内容	実施日等	定員
学習支援	各自の宿題を行い、指導員は児童からの質問に応じて指導を行う	1回あたり45分	なし(1教室あたり30人程度)
	指導員によるプログラム実施	1回あたり45分	20~30人
体力向上支援	指導員によるプログラム実施	1回あたり45分	なし(1教室あたり30人程度)
自由遊び活動	プレイルーム・運動場・体育館での自由遊び (指導員は安全管理の見守りを実施)	毎日	なし
地域資源活用による活動	地域人材の活用による文化・伝統活動の実施	1回あたり45分 (年間100回程度)	20~30人

土曜日及び長期休業日については、活動内容に応じて連続して2回実施も可能とする。

12 任意の提案について

前記9から11に記載した業務以外に、児童の健全育成上必要な事業を任意で提案し行うことができる。
 なお、任意の提案については事業者が別途必要な費用を独自に徴収できるものとするが、実施については学校と協議の上、行うこと。

ただし、任意の提案は本受託事業費には、含まないものとする。

13 指導員について

(1) 指導員体制

名称	配置人数
統括責任者 (コーディネーター)	1名
指導員	① 児童20名につき最低1名 ② 障害等により支援が必要な児童への加配については、児童の状況により決定すること。
① 指導員の配置状況について教育委員会に報告すること。 (報告に際しては氏名、性別、年齢、連絡先、資格の内容が分かる名簿を提出すること。)	
② 年度途中で指導員に変更があった場合は速やかに教育委員会に報告すること。	

(2) 指導員の職務内容について

名称	職務内容
統括責任者 (コーディネーター)	① 運営状況の把握し、指導員に指導・助言を行う。 ② 保護者からの相談へ対応を行う。 ③ 指導員の研修会を企画し、実施する。 ④ 学童保育及び各プログラム実施に関する必要事項(児童の受入れ・学校との連携)について学校と連絡調整を行う。 ⑤ その他業務遂行上必要な活動を行う。
指導員	① 学童保育室の運営を行う。 ② 学習支援活動の実施を行う。 ③ 体力向上支援活動の実施を行う。 ④ 自由遊び活動の見守りと安全管理を行う。 ⑤ その他業務遂行上必要な活動を行う。

(3) 指導員の資格について

この業務に従事するものは、本事業の趣旨を正しく理解し、なおかつ情熱を有する健康なものとする。
必要な資格については以下のとおりとする。

名称	資格内容
① 統括責任者 (コーディネーター)	教員又は保育士の資格を有する者、又は学童保育指導員としての経験を2年以上有する者
②指導員	次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件を満たすもの (ア) 教員資格を有する者 (イ) 保育士資格を有する者 (ウ) 学童保育指導員としての経験を1年以上有する者 (エ) 児童集団への学習経験を1年以上有する者 (オ) 児童集団へのスポーツ指導の経験を1年以上有する者

ただし、各活動に従事する指導員の要件は以下のとおりとする。

		要件				
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
活動内容	学童保育	○	○	○		
	学習支援活動	○			○	
	体力向上支援活動	○				○
	自由遊び活動	○	○	○	○	○

(4) 指導員に対する研修について

指導員が次に掲げる知識を修得し、又は向上させることを目的とする研修を実施しなければならない。
研修実施にあたっては実施計画を策定し、研修終了後は報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- ① 事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規律について
- ② 子どもに対する接し方、種々の遊びについて
- ③ 障害児(者)理解と対応について
- ④ 家庭、地域、学校との調整、連携について
- ⑤ 衛生管理上必要な内容等について
- ⑥ 人権及びその他業務遂行上必要な内容等について

14 事業の再委託について

事業の再委託については次に定めるものにつき可能とする。

- (1) 学童保育の延長保育における安全管理員
- (2) 地域資源活用による活動
- (3) その他教育委員会と協議の上、定めたもの

15 利用児童見込みについて

2校の利用児童見込みは以下のとおりとする。

学校名 (H24/5/1児童数)	内訳	学童分	プログラム 参加	自由遊び	計
① 中小学校 (697人)	利用児童	80	60	40	180
	うち支援が必要な児童	10	5	5	20
	午後5時以降	5			
② 豊川北小学校 (440人)	利用児童	40	40	40	120
	うち支援が必要な児童	1	3	3	7
	午後5時以降	3			

16 費用の負担について

事業の運営に係る経費は、市からの委託料及び保護者負担金で賄うものとする。

(1)市と委託先の主な経費分担について

項目	内容	負担	
		箕面市	委託先
人件費	給与・法定福利費・賃金・報酬		○
事務費	消耗品費、印刷製本費・通信運搬費		○
	電気代、水道代	○	
事業費	保険料、備品費、修繕費、報償費		○

① 事業の安全な管理運営のため、教室内の施設や備品の軽微な修繕を行い、修繕料を負担すること。
 ② 運営に必要な日常品の購入並びに購入代金を負担すること。
 ③ 運営に際し携帯電話を導入し、携帯電話導入に係る経費と利用料を負担すること。

(2)委託料の支払いについて

市からの委託料の支払いは、年4回に分割するものとする。

17 守秘義務について

業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

18 個人情報について

- (1) 個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

19 情報公開の取扱いについて

「箕面市市情報公開条例」の制定主旨を踏まえ、情報の開示に努めること。

20 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額(税込)が500万円未満の場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、契約金額(税込)が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

21 協議について

この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者双方協議して定めるものとする。